憲法学習資料②考えてみよう！『緊急事態』

【北海道新聞】 2020年4月8日

緊急事態宣言発令　民主主義守り危機克服を

　安倍晋三首相がきのう、東京、大阪など７都府県を対象に、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令した。期間は５月６日までとした。
　首相は、外出自粛などの対策が奏功すれば「感染者の爆発的増加の可能性は相当程度低下する」と述べ、国民に協力を呼びかけた。対象地域の知事は、人が集まる施設の使用停止やイベント中止を要請・指示できるほか、医療施設を臨時に開設する土地・建物の強制使用などが可能になった。感染が急拡大している東京をはじめ、対象地域は医療崩壊が近いと言われている。国民が必要な医療を受けられなくなる事態は、何としても避けなければならない。そのために今は、人と人が接触する機会を極力減らし、感染を抑え込むしかない。それが現実だ。
　首相は当初、経済への打撃を懸念し慎重姿勢を示していた。危機的状況を前に、私権制限を伴う非常手段へと方針転換したようだ。
　ただ民主主義社会においては、こうした措置はあくまで目的を達成する手段として限定的、一時的なものでなければならず、乱用や恣意（しい）的運用があってはならない。
　どのような状況で解除するか、「出口」を明示する必要もある。そのことを大前提に、政府と自治体は協力を求める国民から信頼を得る努力を欠かさず、感染拡大抑止に全力を挙げてもらいたい。

 ◎「封鎖」発言の悪影響
　政府は、宣言後も中国や欧米諸国で行った強制力を伴うロックダウン（都市封鎖）は実施しないと強調している。実際、日本で行政府に都市封鎖の権限はない。
　だが小池百合子都知事は当初、都市封鎖の可能性に言及した。その結果、不安にかられた人たちが東京から感染者の少ない地方に移動する動きが加速し、感染リスクを拡散した―との指摘がある。
　危機の際に重要なのは指導者が正確で詳細な情報を伝え、国民に共有してもらう対話の姿勢だ。不用意な発言が大きなマイナスをもたらした典型例と言えよう。
　苦境にある国民に少しでも安心感を与える措置も大事である。東京都は宣言を受けて休業要請を幅広い業種に出す方針だ。ただでさえ経営難が深刻になっているところに、企業や店に与える損失は計り知れない。
　だが、きのうの記者会見で首相は、要望の強かった休業に伴う直接の損失補償は行わない考えを改めて示した。収入減の中小企業、個人事業者には給付金を支給するが、十分ではない。休業要請と補償は一体であるべきだ。痛みを強いるようなやり方は不安と不信だけが残る。

◎「強権」容認は危うい
　緊急事態宣言に至る過程では、慎重姿勢の首相に対し、医療崩壊への強い危機感から感染症の専門家や医師会などが発令を訴えた。野党からも促す声が相次ぎ、民放の世論調査では発令すべきだとの回答が８割に達した。
　現在のコロナ危機は人の命に直結しているだけに、行政府の強権発動につながる措置もやむを得ない―。そんな空気が社会に広がっていることの表れだろう。もともと公衆衛生や感染症対策といった分野は、患者や感染者の行動を制限し、その履歴を詳しく追跡することによって対策の実効性が上がる側面は否めない。
　ただ一歩間違えば、民主主義の基盤である個人の自由と人権が軽視され、強権的な監視国家に道を開く方向へ社会が進みかねない。そんな危うさと背中合わせだ。
　一党独裁体制の中国は、感染を抑え込むために徹底した都市封鎖と行動制限を行った。治安機関の対テロ技術を使い感染者の位置情報収集を始めたイスラエルや、非常事態宣言の延長が議会承認なしで無期限にできるようになったハンガリーなど強権的統治は世界で勢いを増している。
　日本の緊急事態宣言も、野党は事前の国会承認を求めたが政府・与党は拒否し、衆参の議院運営委員会への事前報告にとどまった。
　元来、丁寧な説明や対話を軽んじる安倍政権だ。宣言が、日本の民主主義の衰退を加速させる一里塚にならないよう警戒が必要だ。

◎改憲への思惑透けた
　その点で見過ごせない発言が、きのう衆院議運委で飛び出した。改憲による緊急事態条項創設を主張した日本維新の会の質問に対する首相答弁である。
　首相は自民党の改憲４項目に緊急事態条項が含まれているとし、「今般の感染症への対応も踏まえつつ、国会の憲法審査会の場において活発な議論が展開されることを期待したい」と述べた。
　コロナ危機に乗じて、終息の後は改憲論に弾みをつけたいとの意図が透けて見えると受け取られても仕方がない。これでは政府と国民の真の信頼関係は生まれない。

【読売新聞】　2018年3月12日

緊急事態条項　危機対処を憲法に規定したい

　巨大地震など大災害時において、政府が憲法に則（のっと）り、迅速に被災者の救助・支援などにあたることが重要だ。その観点から議論を重ねたい。
　自民党の憲法改正推進本部が、緊急事態条項の考え方をまとめた。大災害で国政選が実施できない場合、憲法が規定する衆院４年、参院６年の国会議員の任期を特例として延長できるようにする。７年前の東日本大震災では、被災地の自治体の運営がマヒし、住民の安否確認も困難を極めた。国会が特例法を制定し、５７の自治体で計６８の地方選を延期した。任期満了直前などに大震災が起きれば、広範囲で国政選を行えず、被災地の議員が不在となりかねない。こうした事態を避け、民主主義を適切に機能させるうえで、憲法に国会議員の任期延長を定めるのは妥当である。
　緊急事態条項には、政府の権限強化も盛り込んだ。「異常かつ大規模な災害」により、国会を開けない場合、政府に緊急政令の制定と、予算の支出などを認める。
　首都直下地震は、３０年以内に７０％の確率で発生するとされる。国会が開会できない状況に陥ると、必要な法律の制定が遅れ、支援や復興に支障を来す恐れがある。
　緊急政令の制定を認め、内閣の危機管理の権限を強化することは理にかなっている。
　災害対策基本法は、首相が災害緊急事態を布告すれば、生活必需物資の配給、物価の統制など４項目に限って緊急政令を制定できると定めている。
　自民党案には緊急政令を憲法に明文化し、政府が躊躇（ちゅうちょ）なく制定できる環境を整える狙いがある。金融システムの高度化や社会の多様化などを踏まえ、緊急政令で対応すべき内容について幅広く議論しておく必要がある。緊急事態を大災害に限定したことについて、自民党内では「外国からの武力攻撃なども含めるべきだ」との意見が出ている。
　有事には危機の段階に応じた切れ目のない対応が欠かせない。万全を期すために、有事を緊急事態に含めることも考慮すべきだ。
　２０１２年の憲法改正草案は、国民の生命・財産を守るための国や公的機関の指示に「何人も従わなければならない」と規定していた。今回は、こうした私権制限は見送った。公明党などの理解が得にくいと判断したためだ。
　円滑な救助・支援のため、対象や期間を限定した私権の制限の明記を求める意見もある。さらに議論を深めたい。